

議案第 83 号

交野市下水道条例の一部を改正する条例について

交野市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和元年 11 月 28 日提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 令和 2 年度より、排水設備工事責任技術者の登録業務に関し、実施主体が各市町村から大阪府下水道協会に変更することに伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市下水道条例の一部を改正する条例案

交野市下水道条例の一部を改正する条例

交野市下水道条例（昭和53年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (11) 責任技術者 下水道排水設備工事責任技術者として大阪府下水道協会（以下「府協会」という。）の登録を受け、府協会から下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の交付を受けている者をいう。

第6条の2第2項第2号中「排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）」を「責任技術者」に改め、同条第3項第5号中「第6条の9の規定」を「府協会」に改め、「又は大阪府下水道協会発行の排水設備工事責任技術者試験の合格証若しくは更新講習終了書の写し」を削る。

第6条の3第1項第2号中「次条第1項の規定」を「府協会」に、「排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）」を「責任技術者」に改め、同項第4号イ中「第6条の13第1項」を「第6条の10第1項」に改める。

第6条の4の見出し中「排水設備工事」を削り、同条第1項中「次条第1項に規定する」を「府協会による」に改める。

第6条の5及び第6条の6を次のように改める。

（責任技術者証の携帯）

第6条の5 責任技術者は、排水設備の新設等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、本市の職員から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（責任技術者の登録の取消し等）

第6条の6 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該責任技術者に係る登録の取消し又は効力の停止について府協会に求めることができる。

- (1) 法、下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）又はこの条例若しくはこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、責任技術者として不相当と市長が認めるとき。

第6条の7から第6条の9までを削る。

第6条の10第3項中「第6条の13第1項」を「第6条の10第1項」に改め、同条を第6条の7とし、第6条の11を第6条の8とし、第6条の12を第6条の9とする。

第6条の13第1項第3号中「第6条の11」を「第6条の8」に改め、同条を第6条の10とする。

第11条第1項第1号中「下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第9条の4第1項」を「令第9条の4第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の交野市下水道条例第6条の5に規定する責任技術者の登録を受けている者は、当該登録に係る有効期間内に限り、改正後の交野市下水道条例第2条第11号に規定する責任技術者とみなす。